



自転車の安全な利用について

東海市
交通防犯課



▼自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は法律上「車両」になります。

自転車が歩道を通行できる場合

- 「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合
- 70歳以上の方、13歳未満の児童、
身体の不自由な人が自転車を運転している場合
- 工事や駐車車両等により、安全のために歩道通行がやむを得ない場合

2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号を必ず守ってください。

一時停止標識のある場所等では必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

3. 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

4. 飲酒運転は禁止

自動車と同じく、自転車も酒気を帯びて運転をしてはいけません。

5. ヘルメットを着用

ヘルメットをかぶるよう努めなければならない人

- 自転車を運転するすべての人
(保護者は、児童等にヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない)
- 自転車に同乗する人



▼ヘルメットについて

自転車用ヘルメットには、様々な種類・色・形のものがあります。安全基準を満たしたヘルメットを選び、正しく着用しましょう。
※自転車事故死亡者の約7割が頭部に致命傷を負っています。致死率は、着用していない場合と比較して、約2倍になります。



自転車の安全基準



SGマーク	一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証
JCFマーク	公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証
CEマーク	欧州連合の欧州委員会が定める安全基準に適合することを認証
GSマーク	ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証
CPSCマーク	米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証

▼自転車条例について

東海市は、市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため平成31年（2019年）3月29日に「東海市自転車の安全な利用の促進に関する条例」を策定しています。

- ・ヘルメットの着用努力義務
- ・自転車保険への加入義務
- ・道路交通法等の法令順守
- ・自転車の点検及び整備



▼自転車損害賠償責任保険について

自転車事故による損害賠償責任を補償する保険は、自転車向けの保険の他にも、自動車保険や火災保険の特約、会社等の団体保険など、様々な種類があります。現在御自身が加入している保険の補償範囲に自転車事故による損害賠償責任が含まれているか確認してください。

▼自転車の主な違反の罰則

道路交通法より、抜粋



違反行為	罰則
飲酒運転（酒酔いの場合）	五年以下の懲役 または百万円以下の罰金
二人乗り運転	二万円以下の罰金または科料
並進走行	
信号無視	三ヶ月以下の懲役 または五万円以下の罰金
一時不停止	
右側通行	
夜間の無灯火走行	五万円以下の罰金
傘さし運転	
走行中の携帯電話使用	
走行中の大音量のイヤホン等使用	



▼東海市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金申請の流れ



1. ヘルメット購入

店舗等で、安全基準を満たしている自転車乗車用ヘルメットを購入します。
このとき、必ず領収書を受領してください。

2. 補助金申請

必要書類を持参の上、東海市（交通防犯課）へ申請を行います。

- (1) 補助金交付申請書兼誓約書（氏名欄は自署）
- (2) ヘルメットの購入に要した費用の支払が確認できる書類（領収書）
必ず、以下の内容がすべて記載されている領収書を提出してください。
 - ① 申請者またはヘルメット着用者氏名
 - ② 領収日
 - ③ 領収金額
 - ④ 購入相手方
 - ⑤ 購入品名
- (3) ヘルメットが安全性に関する基準に適合している旨を証する書類
以下のどちらかを提出してください。
 - ① 安全認証マークの確認ができる書類の写し（保証書・取扱説明書など）
 - ② 安全認証マークの確認出来る乗車用ヘルメット現物の写真など

3. 補助金交付決定

申請内容を審査後、交付決定（若しくは不決定）が東海市から通知されます。

4. 補助金請求

交付決定後、補助金支払請求書を東海市（交通防犯課）へ提出します。

5. 補助金支払い

指定口座へ補助金が振り込まれます。

